

事務連絡
令和4年3月16日

関係団体の長 殿

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

アレルギー疾患を有する者又はその家族に対する治療と仕事の両立支援について（依頼）

今般、アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）に基づき策定されたアレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第76号。以下「基本指針」という。）を改正し、別紙のとおり都道府県知事等宛て通知しました。

改正後の基本指針第5（1）キにおいて、「国は、アレルギー疾患を有する者が適切なアレルギー疾患医療を受けながら、本人又はその家族が就労を維持できるよう環境の整備等に関する施策について各事業者団体に対し、周知を図ることとしています。

アレルギー疾患を有する者は、しばしば発症、増悪、軽快、寛解、再燃を不定期に繰り返し、症状の悪化や治療のための通院や入院のため休職等を余儀なくされ、時には職場等において、適切な理解、支援が得られず、長期にわたり生活の質を著しく損なうことがあります。また、アレルギー疾患を有する者の保護者においては、定期的な通院の付き添いやアレルギー除去食の準備に時間がかかるなどといった理由から仕事が制限されるケースもあります。

これらの状況を鑑み、厚生労働省において、「アレルギー疾患・関節リウマチに罹患した労働者と患者の養育者に対する治療と就労の両立支援マニュアル」を作成し、アレルギー疾患に関する正しい情報を提供するためのウェブサイト「アレルギーポータル」において公開しているところです。

貴団体におかれましては、改正後の基本指針の趣旨を御了知いただくとともに、アレルギー疾患を有する者又はその家族に対する治療と仕事の両立支援のための取組に本マニュアルも御活用いただくよう、貴団体の関係者等に対する周知、協力方よろしくお願ひいたします。

○アレルギー疾患・関節リウマチに罹患した労働者と患者の養育者に対する治療と就労の両立支援マニュアル

https://allergyportal.jp/documents/allergy_ra_support_manual.pdf

○アレルギーポータル

<https://allergyportal.jp/>

〈照会先〉

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

桑原・塙本・中神

電話（代表）03-5253-1111（内）2291、2359

(参考) 関係法令

○アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）

第 11 条 厚生労働大臣は、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（以下「アレルギー疾患対策基本指針」という。）を策定しなければならない。

○アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第76号）

第 5 (1)

キ 国は、アレルギー疾患を有する者が適切なアレルギー疾患医療を受けながら、本人又はその家族が就労を維持できるよう環境の整備等に関する施策について各事業主団体に対し、周知を図る。